



引っ越したら 住民票を移しましょう!

進学や就職などで転出された方は、原則、現在住んでいる**寮・アパート等**が**住所地**になります。

住所の異動がある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続をする必要があります。

上下水道やゴミ処理、道路・公園の整備などの役割は、住んでいる市区町村が担っており、住民票は、こうした行政サービスや**選挙人名簿**への**登録**などにつながる大切な情報ですので、忘れずに手続をしましょう。

転出・転入の手続は**簡単**です!

引っ越し前の
市区町村

●**転出前**
転出届を提出し、
転出証明書を受け取る

引っ越し後の
市区町村

●**転入した日から
14日以内**
転出証明書を添えて、
転入届を提出

転入届の際には、マイナンバーの「**通知カード**」や「**マイナンバーカード(個人番号カード)**」の記載事項の変更が必要ですので、**これらのカードをお持ちください!**

※マイナンバーカードをお持ちの方は、引越し前の市区町村に郵送で転出届を行うことで、引越し後の市区町村にのみ出向いて転入手続ができます。

※正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。

